

令和 4 年度
藤沢市開発経営公社
保有地一般競争入札案内書

2022 年(令和 4 年)11 月実施

一般財団法人藤沢市開発経営公社

目 次

一般競争入札による物件購入までの流れ	2 ページ
入札概要	3 ページ
物件調書／現地案内図	10 ページ
入札物件説明、入札会場案内図	16 ページ
土地売買契約書（見 本）	17 ページ
一般競争入札参加申込書	32 ページ
委任状	34 ページ
請求書	36 ページ
入札書	38 ページ

一 般 競 争 入 札 に よ る 物 件 購 入 ま で の 流 れ

物件説明会	《日時》2022年10月24日（月） 午前10時00分～ 《実施者》一般財団法人藤沢市開発経営公社（以下「財団」） 《場所》ココテラス湘南4階 第1会議室
入札保証金の振込み	2022年10月31日（月）から11月11日（金）までの間に財団指定の口座に振込み（金3,000,000円）
入 札	《日時》2022年11月17日（木） 午前10時30分～ 《場所》ココテラス湘南4階 第1会議室 《提出書類》 1. 一般競争入札参加申込書 2. 入札保証金返還請求書 3. 納税証明書（税務署発行のもの その3の2又は3の3） 4. 委任状（代理人の場合のみ） 5. 印鑑証明書又は印鑑登録証明書 6. 代表者（代理人）の本人確認書類
開札・落札者決定	入札の締め切り後、直ちに公開で開札を行い、落札者を決定
契 約	2022年11月24日（木）から2022年12月9日（金）までの間に売買契約を締結（土、日及び祝日を除く）
売買代金の支払い	契約締結時までに契約保証金（代金の10%以上）を、2022年12月28日（水）までに残金を振込み
所有権移転の登記	売買代金受領後に財団が所有権移転の登記を行い、登記識別情報を落札者に引渡し

1 入札物件の概要

※所在中、仮換地は全て藤沢都市計画事業北部第二(三地区)土地区画整理事業地内
 ※物件1～3を一括で売り払います。

物件1	所 在	従前地：藤沢市菖蒲沢字仲ノ桜 846 番 4(予定) 仮換地：街区番号 B20 画地番号 11
	従前地地目	宅地
	仮換地地積	125 m ²
	現 況	更地
	最低売却価格	金 1 6 , 3 0 0 , 0 0 0 円
物件2	所 在	従前地：藤沢市菖蒲沢字仲ノ桜 846 番 14(予定) 仮換地：街区番号 F12-2 画地番号 4-2
	従前地地目	宅地
	仮換地地積	177 m ²
	現 況	更地
	最低売却価格	金 2 1 , 4 0 0 , 0 0 0 円
物件3	所 在	従前地：①藤沢市菖蒲沢字大下 1042 番 8 ②藤沢市葛原字東山田 2278 番 2 ③藤沢市葛原字東山田 2326 番 4 仮換地：街区番号 E23 画地番号 2, 12
	従前地地目	①及び②：宅地 ③：山林
	仮換地地積	合計 102 m ²
	現 況	更地
	最低売却価格	金 1 9 , 6 0 0 , 0 0 0 円
最低売却価格合計		金 5 7 , 3 0 0 , 0 0 0 円

2 入札についての注意事項及び売払条件

- (1) 物件1、物件2、物件3の各物件の予定価格（最低売却価格）を上回り、かつ合計が最高価で入札した者を落札者として売却します。
- (2) この入札に参加するためには入札保証金（3,000,000 円）をあらかじめ財団指定の口座に振込む必要があります。ただし、契約に至らなかった場合は全額返金

いたします。

- (3) 財団の事情により入札の中止又は内容の変更をすることがあります。
- (4) この物件は、現況有姿の売買とし、現況のままの引渡しとなります。
- (5) この物件は、仮換地地積での売買とします。
- (6) 土地区画整理法に基づく藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業の換地処分の結果、本土地の形状又は地積の変更が生じた場合、落札者はその変更を受認するとともに、異議を申し立てることはできません。

また、換地処分公告後、施行者より交付を受ける清算金の債権又は徴収される清算金等は、すべて財団に帰属するものとします。

3 入札参加者の資格

次に掲げる者は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- (4) 改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始の申立て又は通告がなされている者
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者

ただし、同法 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更正手続開始の申立てをなされている者

ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかったものとみなす。

- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- (8) 過去 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者

4 入札物件の説明会

- (1) 日 時 2022 年（令和 4 年）10 月 24 日（月）

午前 10 時から 10 時 30 分まで

- (2) 場 所 藤沢市辻堂神台二丁目 2 番 2 号

ココテラス湘南 4 階 第 1 会議室

※説明会に不参加の場合も、入札には参加できますが、この場合は、この入札に関する全ての事項を了知されて参加されているものとみなします。

※今回の入札については注意事項があるため説明会への参加を勧めます。

5 入札受付、入札及び開札の日時・場所

- (1) 受 付 2022 年（令和 4 年）11 月 17 日（木）

午前 10 時 30 分から 10 時 45 分まで

- (2) 入 札 午前 10 時 45 分から 11 時 00 分まで

開 札 入札終了後、直ちに

- (3) 場 所 藤沢市辻堂神台二丁目 2 番 2 号

ココテラス湘南 4 階 第 1 会議室

※理由如何を問わず、受付時間に遅れますと入札に参加できません。

6 入札日の持参品等

- (1) 一般競争入札参加申込書

本入札案内書に添付したものを使用してください。（P32）

- (2) 委任状（代理人の場合のみ）

入札参加申込書の申込人（共有とされる場合は共有者全員）が入札に参加される場合は不要です。

法人の代表者印を持参できない場合や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には、委任者の印鑑証明書（印鑑登録証明書）を添付した委任状を持参してください。

※委任状は、本入札案内書に添付したものを使用してください。（P34）

- (3) 印鑑及び印鑑証明書又は印鑑登録証明書（発行後 3 箇月以内のもの）

一般競争入札参加申込書に押印したご本人の印鑑及び印鑑証明書をお持ちください。ただし、代理人が入札する場合は、ご本人（入札者）の印鑑を持参していただく必要ありませんが、代理人の方は、委任状に押印したご自分

の印鑑を持参してください。

(4) 納税証明書（発行後 3 箇月以内のもの）1 通

(5) 請求書（入札保証金返還請求書）

本入札案内書に添付したものを使用してください。（P36）

(6) 代表者（代理人）の本人確認書類（運転免許証・パスポート等、公的機関発行の顔写真貼付のもの）

7 入札保証金の取扱いについて

入札保証金の振込方法及び返還方法については、次のとおりです。

(1) 入札保証金は 2022 年（令和 4 年）10 月 31 日（月）から 11 月 11 日（金）までの間に、次の金額を財団指定金融機関に振込んでください。

ア 入札保証金の額 金 3,000,000 円

イ 振込先 スルガ銀行 藤沢支店 普通

No.1010717 一般財団法人藤沢市開発経営公社

※振込手数料はご負担ください。

(2) 契約に至らなかった場合（落札者以外の方）には、入札保証金を後日返金します。

※落札者の入札保証金は、各物件の契約保証金に金 1,000,000 円ずつ充当することができます。

※落札者以外の入札保証金は、入札保証金返還請求書に記された口座に 30 日以内に返金します。

8 納税証明書の提出

法人税、消費税及び地方消費税等について、未納のないことを証する次の書類をご用意ください。

(1) 法人の場合…本社所在地の税務署発行の納税証明書（その 3 の 3）

(2) 個人の場合…住所地の税務署発行の納税証明書（その 3 の 2）

※証明書は、3 ヶ月以内に発行されたものに限りします。

9 入札

入札者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、所定の入札箱に投函してください。

※入札書には、物件ごとの金額及び合計金額をそれぞれ記載ください。

※入札書は、本入札案内書に添付したものを使用してください。（P38）

10 入札金額の記入方法

入札金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入し

てください。

11 入札書の引換え等の禁止

入札者は、入札後に入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

12 開札

開札は、入札終了後、財団の指定した者を立ち会わせてただちにその場で実施します。なお、開札は、申込人の氏名（法人の場合はその名称）と入札金額を読み上げて行います。

13 入札結果の通知

開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、次順位買受け申し出をできる入札者があるときはその旨を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせるとともに、ココテラス湘南 4F 事務所前に掲示します。

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札保証金を所定の日時までに振込んでいない者
- (3) 入札保証金の額に満たない入札保証金を振込んだ者
- (4) 入札書に不明な事項を記載した者又は入札書に記名若しくは押印をしなかった者
- (5) 2 通以上の入札書を提出した者
- (6) 各物件及び合計額のいずれかが最低制限価格を下回って入札した者
- (7) 他人の代理も兼ねて入札に参加した者又は 1 人で 2 人以上の代理をした者
- (8) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (9) 前各号に定めるもののほか、この入札案内書に規定する入札に関する事項に違反した者

15 落札

落札者は、物件の予定価格以上の最高価をもって申込みをした者としてします。

物件 1、物件 2、物件 3 の各物件の予定価格（最低売却価格）を上回り、かつ合計が最高価で入札した者を落札者として売却します。

ただし、当該最高価が同一である入札をした者が 2 人以上あるときは、くじによって落札者を決定します。

16 再度入札

入札日当日の再度入札は行いません。

17 契約の締結

落札者は、速やかに「財団保有地買受申込書」を提出するとともに、2022年(令和4年)11月24日(木)から12月9日(金)まで(土、日及び祝日を除く)の間に、別紙「土地売買契約書(見本)」の内容の契約を財団と締結しなければなりません。

契約の手続きは、落札者本人(法人は代表者)が行ってください。

※契約については物件ごとの締結となりますので、契約書は3通となります。

※「財団保有地買受申込書」は、入札日に落札者にお渡しします。落札者が契約締結の期限までに契約を締結しない場合は、落札者はその資格を失い、次順位者にその権利が移ります。この場合、落札者が振込んだ入札保証金は、財団に帰属します。

※売買契約は、入札書に記載された入札者名義で行います。

18 売買代金の振込方法

売買代金については、売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を指定の口座に振込むものとし、売買代金と契約保証金との差額を財団が交付する請求書により2022年(令和4年)12月28日(水)までに振込むものとします。

- ・入札保証金を契約保証金に充当することができます。その場合、契約締結日には契約保証金との差額を振込んでいただきます。
- ・契約保証金は、売買代金が納期限までに振込まれなかった場合は、財団に帰属します。
- ・入札保証金及び契約保証金には、利子を付しません。
- ・売買代金の分割払いはできません。

19 所有権の移転等

売買代金が全額振込まれたときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現況のまま引き渡します。

所有権移転登記については、物件の引渡後、入札書に記載された入札者名義で財団が行います。

なお、売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

区画整理事務所に財団が提出する土地所有権異動届に署名捺印いただきます。

20 入札不調の取扱いについて

入札者のいない場合又は落札されなかった場合については、後日、再度入札の案内を行う予定です。（※案内時期は未定です）

21 個人情報の取扱いについて

申込書に記載いただいた個人情報は、個人情報保護法及び関連法令又は財団個人情報保護規程に基づき適正に管理・保護し、本件目的以外の利用や第三者への提供は行いません。

22 その他

この入札案内書に定めのない事項については、関係法令の定めるところによります。

売 主： 一般財団法人藤沢市開発経営公社
◎免許証番号 神奈川県知事(5)第23626号
◎(公社)神奈川県宅地建物取引業協会 所属
◎(公社)首都圏不動産公正取引協議会 加盟

お問い合わせ： 藤沢市辻堂神台二丁目2番2号
CoccoTerrace（ココテラス）湘南4階
TEL 0466-34-8333
8:30～17:15 土・日・祝日休み
HPアドレス
<https://www.fujisawa-kaikeiko.com/>

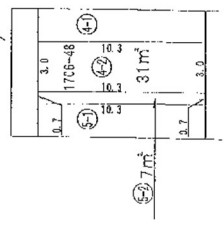
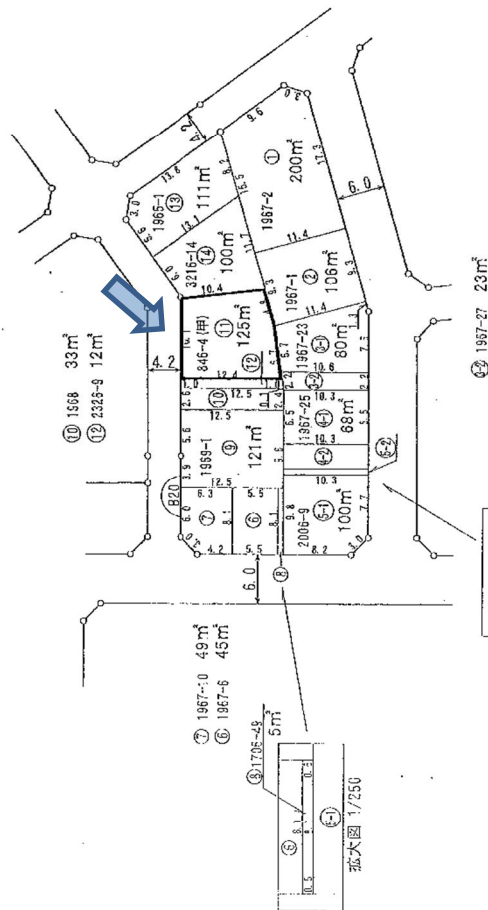
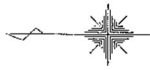
物 件 調 書

物件 1

所在地番	従前地：藤沢市菖蒲沢字仲ノ桜 846 番 4(予定) 仮換地：街区番号 B20 画地番号 11
仮換地地積	125m ²
従前地地目	宅 地
形 状	仮換地指定図のとおり
接面道路の幅員及び構造	北側：計画幅員4.2m 2号道路
法令等に基づく主な制限	市街化区域 用途地域：第1種低層住居専用地域 建ぺい率：50% 容積率：80% 地区計画：藤沢都市計画諏訪ノ棚地区 建築基準法第22条区域
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無：無 道路後退の有無：無
供給処理施設の状況	上水道：県水（北側2号道路φ100）0466-27-1211 下水道：藤沢市（北側2号道路φ200）0466-25-1111 ガス：プロパンガス
交通機関	長後駅西口からバスで約7分 バス停から徒歩約5分
公共施設	藤沢市立富士見台小学校、藤沢市立長後中学校
その他の事項	①水道、下水道及び都市ガスの引き込み工事並びに歩道切り下げ工事（植栽の移設を含む）等は、自費施工となります。 ②地下埋設物調査及び土壌汚染調査は行っていません。 ③敷地は北側道路より等高～0.5m高い。 ④物件は現状有姿のままでの引き渡しとなります。境界標の入替え、構造物の撤去等はいりません。 ⑤区画整理事業中の土地であり、道路幅員等は 2022 年 10 月時点での情報です。事業の進捗により変更となる可能性があります。 ⑥埋蔵文化財包蔵地（番号 118）に指定されています。 ⑦既設電柱等の移設や除去は原則としてできません。

仮換地指定図

街区番号 B20 縮尺 1/500



拡大図 1/250

- (注) 1. 地積は、平方メートル未満省略。
2. 周囲の距離は10センチメートル未満省略。

熊沢都市計画事業 北部第二(三地区)二地区画整理事業 施行者 藤沢市

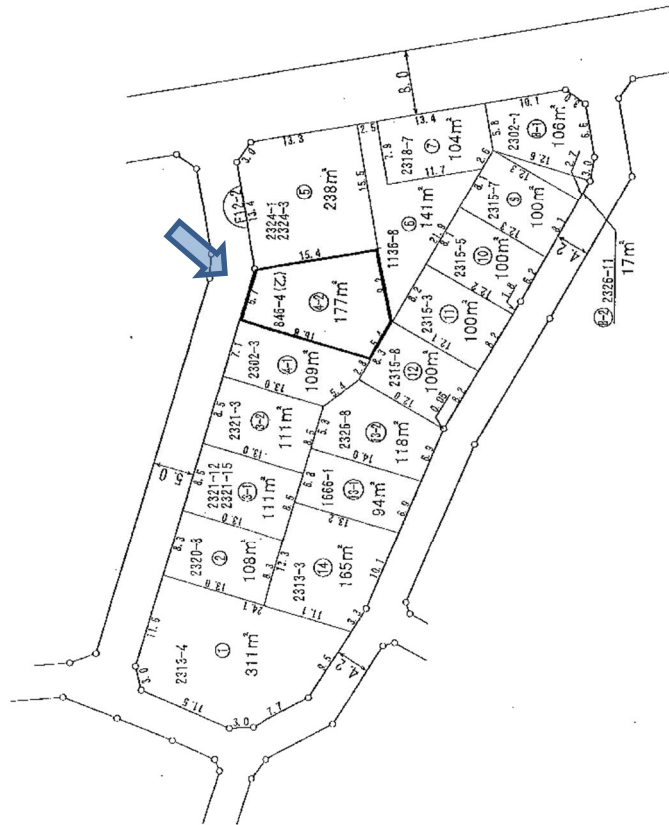
指定箇所

物件 2

所在地番	従前地：藤沢市菖蒲沢字仲ノ桜 846 番 14(予定) 仮換地：街区番号 F12-2 画地番号 4-2
仮換地地積	177m ²
従前地地目	宅 地
形 状	仮換地指定図のとおり
接面道路の幅員及び構造	北側：計画幅員5.0m 2号道路
法令等に基づく主な制限	市街化区域 用途地域：準工業地域 建ぺい率：60% 容積率：200% 建築基準法第22条区域
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無：無 道路後退の有無：無
供給処理施設の状況	上水道：県水（北側2号道路φ100）0466-27-1211 下水道：藤沢市（北側2号道路φ200）0466-25-1111 ガス：プロパンガス
交通機関	長後駅西口からバスで約10分 バス停から徒歩約6分
公共施設	藤沢市立御所見小学校、藤沢市立御所見中学校
その他の事項	①水道、下水道及び都市ガスの引き込み工事並びに歩道切り下げ工事（植栽の移設を含む）等は、自費施工となります。 ②地下埋設物調査及び土壌汚染調査は行っていません。 ③敷地は北側道路とほぼ等高。 ④物件は現状有姿のままでの引き渡しとなります。境界標の入替え、構造物の撤去等を行いません。 ⑤区画整理事業中の土地であり、道路幅員等は 2022 年 10 月時点での情報です。事業の進捗により変更となる可能性があります。 ⑥既設電柱等の移設や除去は原則としてできません。 ⑦土地の一部に軟弱層が存在します。

仮換地指定図

街区番号 F12-2 縮尺 1/500



- (注) 1. 地積は1平方メートル未満の道路。
2. 周囲の距離は10メートル未満の道路。

指定箇所

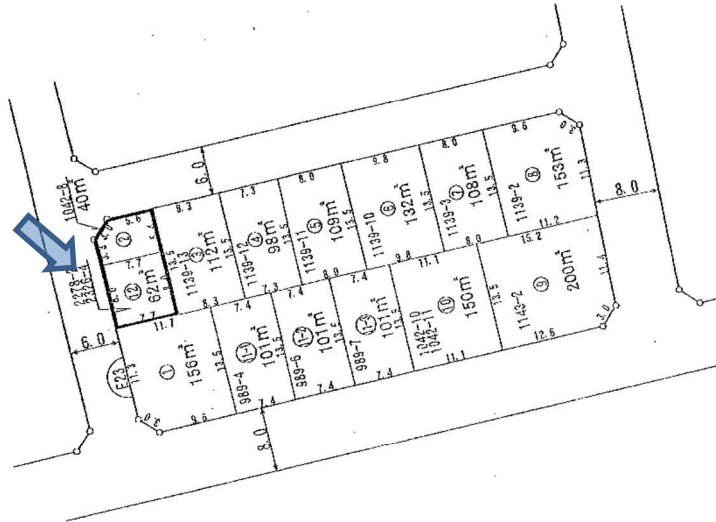
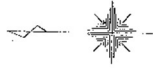
藤沢市計画課 北部第二(三地区)土地区画整理事業 旅行者 藤沢市

物件 3

所在地番	従前地：①藤沢市菖蒲沢字大下 1042 番 8 ②藤沢市葛原字東山田 2278 番 2 ③藤沢市葛原字東山田 2326 番 4 仮換地：街区番号 E23 画地番号 2, 12
仮換地地積	合計102㎡
従前地地目	①及び②：宅 地 ③：山 林
形 状	仮換地指定図のとおり
接面道路の幅員及び構造	北側及び東側：計画幅員6.0m 2号道路
法令等に基づく主な制限	市街化区域 用途地域：準工業地域 建ぺい率：60% 容積率：200% 建築基準法第22条区域
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無：無 道路後退の有無：無
供給処理施設の状況	上水道：県水（東側2号道路φ100）0466-27-1211 （北側2号道路φ100） 下水道：藤沢市（東側2号道路φ200）0466-25-1111 （北側2号道路φ200） 都市ガス：東京ガス（北側市道φ150）0570-002211
交通機関	湘南台駅西口からバスで約8分 バス停から徒歩約3分
公共施設	藤沢市立御所見小学校、藤沢市立御所見中学校 藤沢市立秋葉台小学校、藤沢市立秋葉台中学校
その他の事項	①水道、下水道及び都市ガスの引き込み工事並びに歩道切り下げ工事（植栽の移設を含む）等は、自費施工となります。 ②地下埋設物調査及び土壌汚染調査は行っていません。 ③敷地は東側・北側道路とほぼ等高。 ④物件は現状有姿のままで引き渡しとなります。境界標の入替え、構造物の撤去等はいりません。 ⑤区画整理事業中の土地であり、道路幅員等は 2022 年 10 月時点での情報です。事業の進捗により変更となる可能性があります。 ⑥埋蔵文化財包蔵地（番号 353）に指定されています。 ⑦既設電柱等の移設や除去は原則としてできません。

仮換地指定図

街区番号 E23 縮尺 1/500

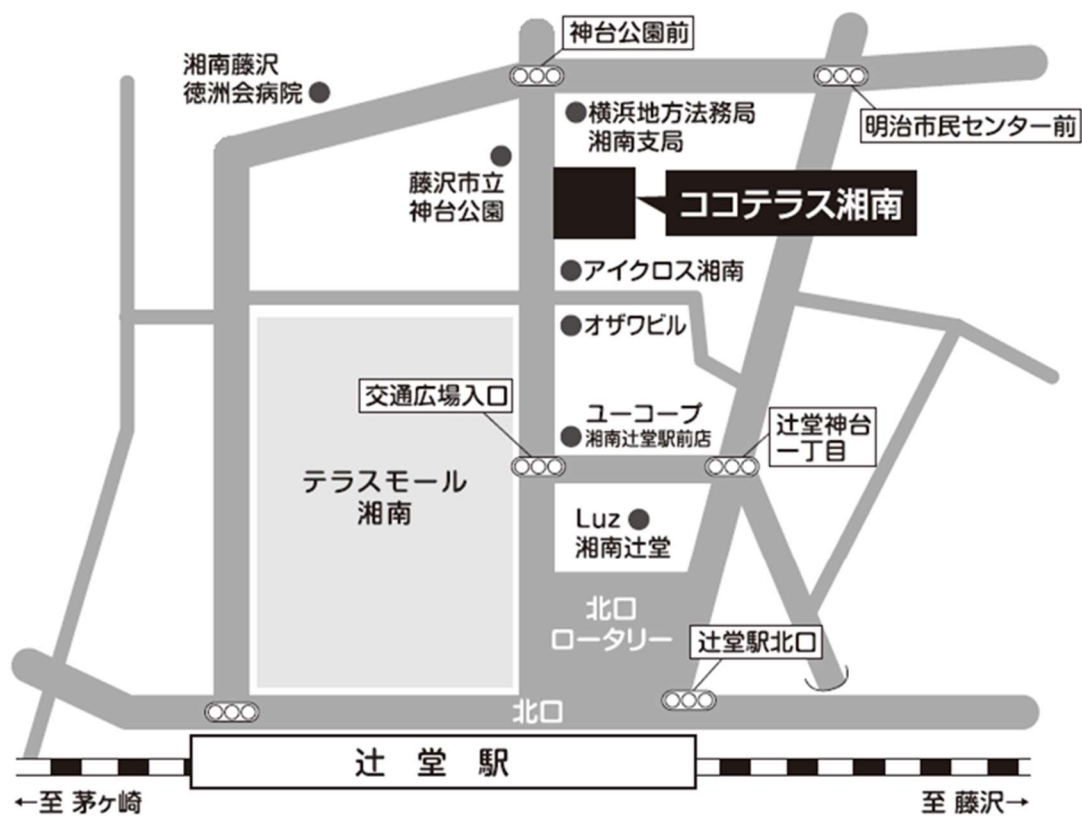


- (注) 1. 地籍は：平谷メーテル東通道路。
2. 周囲の距離は10メートル未満道路。

藤沢市計画課 第二(三地区)土地区画整理事業 旅行者 藤沢市

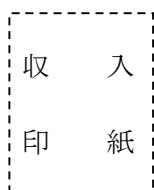
指定箇所

入札物件説明、入札会場案内図



〒251-0041 神奈川県藤沢市辻堂神台二丁目2番2号
 ココテラス湘南4階 (JR 東海道線 辻堂駅より徒歩5分)
 電話：0466 (34) 8333 FAX：0466 (34) 8223

見 本 (物 件 1)



土 地 売 買 契 約 書

売出人一般財団法人藤沢市開発経営公社（以下「甲」という。）と買受人＜落札者＞（以下「乙」という。）とは、次のとおり甲所有地の売買契約を締結する。

（土地の表示）

第1条 甲は、その所有する次表の土地（以下「本土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

藤沢市北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内

従前の宅地				仮換地		
所在	地番	地目	地積 m ²	街区番号	画地番号	地積 m ²
菖蒲沢字仲ノ桜	846 番 4	宅地	170.52	B20	11	125

2 乙は、土地区画整理法に基づく藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業の換地処分の結果、本土地の形状又は地積の変更が生じた場合、その変更を受認し、何等異議を申し立てないものとする。

（権利義務の継承）

第 2 条 乙は、本土地が土地区画整理法に基づく藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業において、2021 年（令和 3 年）8 月 20 日付けで仮換地指定及び使用収益が開始された土地であることを認知し、藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内の土地所有者として、権利義務を継承するものとする。

（土地売買代金）

第 3 条 土地売買代金は、金＜落札金額＞円とする。

（契約保証金）

第 4 条 乙は、契約保証金として金＜落札金額の 10/100 以上＞円を、本契約の締結と同時に甲の発行する請求書により甲指定金融機関に振り込むものとする。

2 前項の契約保証金のうち、金 1,000,000 円は入札保証金から充当できるものと

する。ただし、この入札保証金は、その受入期間について利息を付さない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 乙が、次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(売買代金の振込)

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〇〇〇〇円を、2022年（令和4年）12月28日までに甲の発行する請求書により甲指定の金融機関に振り込まなければならない。

(所有権移転の時期)

第6条 本土地の所有権は、甲が土地売買代金を受領した日に甲から乙に移転するものとする。

(土地の引渡し)

第7条 甲は、土地売買代金受領の日に本土地を現況のまま乙に引き渡し、乙は本土地を引き受けるものとする。

(登記)

第8条 この契約に基づく所有権移転登記手続きは、甲が土地売買代金受領後速やかに行うものとし、乙は登記に必要な書類を甲に引き渡すものとする。

2 前項の登記に要する登録免許税は乙の負担とし、その他の費用は甲の負担とする。

(公租公課)

第9条 本土地の公租公課は、本土地の引渡日が属する年度分までは甲の負担とし、翌年度分からは乙の負担とする。

(経費の負担)

第10条 この契約締結に要する印紙税は、双方の負担とする。

(清算金)

第11条 換地処分公告後、施行者より交付を受ける清算金の債権又は徴収される清算金等は、すべて甲に帰属するものとする。

(引渡し前の滅失・損傷)

第 12 条 本土地の引渡し前に天災地変その他甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由によって、本土地が滅失し甲がこれを引渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

2 本土地の引渡し前に、前項の事由によって本土地が損傷したときは、甲は本土地を修補して乙に引渡すものとする。この場合、甲の誠実な修復行為によって引渡しが期日を超えても乙は、甲に対しその引渡し延期について異議を述べることはできない。

3 甲は、前項の修補が著しく困難なとき、又は過大な費用を要するときは、この契約を解除できるものとし、乙は、本土地の損傷により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

4 第 1 項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は、受領済の金員を無利息で遅滞なく乙に返還しなければならない。

(契約不適合を除く契約違反による解除)

第 13 条 甲又は乙は、相手方がこの契約に定める債務を履行しないとき、自己の債務の履行を提供し、かつ、相当の期間を定めて催告したうえ、この契約を解除することができる。

2 前項の契約解除がなされた場合、甲又は乙は、相手方に違約金（損害賠償の予定）として契約保証金と同額の金員を請求することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、違約金の請求はできないものとする。

3 前項の違約金に関しては、現に生じた損害額の多寡を問わず、相手方に増減を請求することはできないものとする。

4 違約金の支払いは、次のとおり、遅滞なくこれを行う。

①甲の債務不履行により乙が解除したときは、甲は受領済の契約保証金を返還したうえで違約金を付加して乙に支払う。

②乙の債務不履行により甲が解除したときは、乙は、甲が受領済の金員を違約金として放棄する。

5 乙が本土地の所有権移転登記を受け、又は本土地の引渡しを受けているときは、前項の支払いを受けるのと引換えに、その登記の抹消登記手続き、又は本土地の返還をしなければならない。

6 本条の規定は、第 15 条に定める契約不適合による契約の解除には適用されないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第14条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④本土地の引渡し及び売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項④の確約に反した行為をした場合

3 乙は、甲に対し、自ら又は第三者をして本土地を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約する。

4 甲は、乙が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

5 第2項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、第11条第2項の規定にかかわらずその相手方に対し、違約金（損害賠償の予定）として契約保証金と同額の金員を違約金として支払うものとする。この場合の違約金の支払いについては、第11条第4項に準ずるものとする。

6 第2項又は第4項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

（契約不適合責任）

第15条 引渡された本土地が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という）は、乙は、甲に対し、本土地の修補を請求することができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、修補の方法に関し協議の申し入れをすることができる。

2 引渡された本土地に契約不適合があるときは、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、修補に代え、又は修補とともに損害賠償を請求することができる。

3 引渡された本土地に契約不適合があるときは、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除き、乙は、甲に対し、相当の期間を

定めて本土地の修補を催告したうえ、この契約を解除することができる。

- 4 乙が前項に基づきこの契約を解除し、乙に損害がある場合には、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し損害賠償を請求することができる。
- 5 引渡された本土地に契約不適合があるときは、乙は、甲に対し、相当の期間を定めて本土地の修補を催告したうえ、損害賠償請求や契約解除によらずに、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 6 乙は、本土地の引渡し後 2 年を経過するまでに甲に本土地に契約不適合がある旨を通知しなかった場合、本条に定める権利を行使できないものとする。

(疑義の決定)

第 16 条 この契約に定めがない事項、又はこの契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、民法その他関係法規及び不動産取引の慣行に従い、甲及び乙が誠意を持って協議し、定めるものとする。

(裁判管轄)

第 17 条 この契約に関する訴えについては、横浜地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、当事者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2022 年（令和 4 年） 月 日

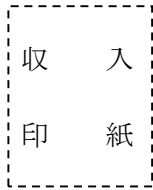
甲 藤沢市辻堂神台二丁目 2 番 2 号
一般財団法人藤沢市開発経営公社
理事長 ⑩

乙

⑩

※この土地売買契約書（見本）の内容は、変更になる場合があります。

見 本 (物 件 2)



土 地 売 買 契 約 書

売出人一般財団法人藤沢市開発経営公社（以下「甲」という。）と買受人＜落札者＞（以下「乙」という。）とは、次のとおり甲所有地の売買契約を締結する。

（土地の表示）

第1条 甲は、その所有する次表の土地（以下「本土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

藤沢市北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内

従前の宅地				仮換地		
所在	地番	地目	地積 m ²	街区番号	画地番号	地積 m ²
菖蒲沢字仲ノ桜	846 番 14	宅地	226.16	F12-2	4-2	177

2 乙は、土地区画整理法に基づく藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業の換地処分の結果、本土地の形状又は地積の変更が生じた場合、その変更を受認し、何等異議を申し立てないものとする。

（権利義務の継承）

第 2 条 乙は、本土地が土地区画整理法に基づく藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業において、2021 年（令和 3 年）8 月 20 日付けで仮換地指定及び使用収益が開始された土地であることを認知し、藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内の土地所有者として、権利義務を継承するものとする。

（土地売買代金）

第 3 条 土地売買代金は、金＜落札金額＞円とする。

（契約保証金）

第 4 条 乙は、契約保証金として金＜落札金額の 10/100 以上＞円を、本契約の締結と同時に甲の発行する請求書により甲指定金融機関に振り込むものとする。

2 前項の契約保証金のうち、金 1,000,000 円は入札保証金から充当できるものと

する。ただし、この入札保証金は、その受入期間について利息を付さない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 乙が、次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(売買代金の振込)

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〇〇〇〇円を、2022年（令和4年）12月28日までに甲の発行する請求書により甲指定の金融機関に振り込まなければならない。

(所有権移転の時期)

第6条 本土地の所有権は、甲が土地売買代金を受領した日に甲から乙に移転するものとする。

(土地の引渡し)

第7条 甲は、土地売買代金受領の日に本土地を現況のまま乙に引き渡し、乙は本土地を引き受けるものとする。

(登記)

第8条 この契約に基づく所有権移転登記手続きは、甲が土地売買代金受領後速やかに行うものとし、乙は登記に必要な書類を甲に引き渡すものとする。

2 前項の登記に要する登録免許税は乙の負担とし、その他の費用は甲の負担とする。

(公租公課)

第9条 本土地の公租公課は、本土地の引渡日が属する年度分までは甲の負担とし、翌年度分からは乙の負担とする。

(経費の負担)

第10条 この契約締結に要する印紙税は、双方の負担とする。

(清算金)

第11条 換地処分公告後、施行者より交付を受ける清算金の債権又は徴収される清算金等は、すべて甲に帰属するものとする。

(引渡し前の滅失・損傷)

第 12 条 本土地の引渡し前に天災地変その他甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由によって、本土地が滅失し甲がこれを引渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

2 本土地の引渡し前に、前項の事由によって本土地が損傷したときは、甲は本土地を修補して乙に引渡すものとする。この場合、甲の誠実な修復行為によって引渡しが期日を超えても乙は、甲に対しその引渡し延期について異議を述べることはできない。

3 甲は、前項の修補が著しく困難なとき、又は過大な費用を要するときは、この契約を解除できるものとし、乙は、本土地の損傷により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

4 第 1 項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は、受領済の金員を無利息で遅滞なく乙に返還しなければならない。

(契約不適合を除く契約違反による解除)

第 13 条 甲又は乙は、相手方がこの契約に定める債務を履行しないとき、自己の債務の履行を提供し、かつ、相当の期間を定めて催告したうえ、この契約を解除することができる。

2 前項の契約解除がなされた場合、甲又は乙は、相手方に違約金（損害賠償の予定）として契約保証金と同額の金員を請求することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、違約金の請求はできないものとする。

3 前項の違約金に関しては、現に生じた損害額の多寡を問わず、相手方に増減を請求することはできないものとする。

4 違約金の支払いは、次のとおり、遅滞なくこれを行う。

①甲の債務不履行により乙が解除したときは、甲は受領済の契約保証金を返還したうえで違約金を付加して乙に支払う。

②乙の債務不履行により甲が解除したときは、乙は、甲が受領済の金員を違約金として放棄する。

5 乙が本土地の所有権移転登記を受け、又は本土地の引渡しを受けているときは、前項の支払いを受けるのと引換えに、その登記の抹消登記手続き、又は本土地の返還をしなければならない。

6 本条の規定は、第 15 条に定める契約不適合による契約の解除には適用されないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 14 条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④本土地の引渡し及び売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項④の確約に反した行為をした場合

3 乙は、甲に対し、自ら又は第三者をして本土地を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約する。

4 甲は、乙が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

5 第 2 項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらずその相手方に対し、違約金（損害賠償の予定）として契約保証金と同額の金員を違約金として支払うものとする。この場合の違約金の支払いについては、第 11 条第 4 項に準ずるものとする。

6 第 2 項又は第 4 項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

（契約不適合責任）

第 15 条 引渡された本土地が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という）は、乙は、甲に対し、本土地の修補を請求することができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、修補の方法に関し協議の申し入れをすることができる。

2 引渡された本土地に契約不適合があるときは、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、修補に代え、又は修補とともに損害賠償を請求することができる。

3 引渡された本土地に契約不適合があるときは、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除き、乙は、甲に対し、相当の期間を

定めて本土地の修補を催告したうえ、この契約を解除することができる。

- 4 乙が前項に基づきこの契約を解除し、乙に損害がある場合には、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し損害賠償を請求することができる。
- 5 引渡された本土地に契約不適合があるときは、乙は、甲に対し、相当の期間を定めて本土地の修補を催告したうえ、損害賠償請求や契約解除によらずに、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 6 乙は、本土地の引渡し後 2 年を経過するまでに甲に本土地に契約不適合がある旨を通知しなかった場合、本条に定める権利を行使できないものとする。

(疑義の決定)

第 16 条 この契約に定めがない事項、又はこの契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、民法その他関係法規及び不動産取引の慣行に従い、甲及び乙が誠意を持って協議し、定めるものとする。

(裁判管轄)

第 17 条 この契約に関する訴えについては、横浜地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、当事者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

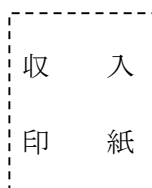
2022 年（令和 4 年） 月 日

甲 藤沢市辻堂神台二丁目 2 番 2 号
一般財団法人藤沢市開発経営公社
理事長 ⑩

乙 ⑩

※この土地売買契約書（見本）の内容は、変更になる場合があります。

見 本 (物 件 3)



土 地 売 買 契 約 書

売出人一般財団法人藤沢市開発経営公社（以下「甲」という。）と買受人＜落札者＞（以下「乙」という。）とは、次のとおり甲所有地の売買契約を締結する。

（土地の表示）

第1条 甲は、その所有する次表の土地（以下「本土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

藤沢市北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内

従前の宅地				仮換地		
所在	地番	地目	地積 m ²	街区番号	画地番号	地積 m ²
菖蒲沢字大下	1042 番 8	宅地	40.00	E23	2	40
葛原字東山田	2278 番 2	宅地	33.05	E23	12	62
葛原字東山田	2326 番 4	山林	80			

2 乙は、土地区画整理法に基づく藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業の換地処分の結果、本土地の形状又は地積の変更が生じた場合、その変更を受認し、何等異議を申し立てないものとする。

（権利義務の継承）

第 2 条 乙は、本土地が土地区画整理法に基づく藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業において、2022 年（令和 4 年）4 月 1 日付けで仮換地指定及び使用収益が開始された土地であることを認知し、藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内の土地所有者として、権利義務を継承するものとする。

（土地売買代金）

第 3 条 土地売買代金は、金＜落札金額＞円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として金<落札金額の10/100以上>円を、本契約の締結と同時に甲の発行する請求書により甲指定金融機関に振り込むものとする。

2 前項の契約保証金のうち、金1,000,000円は入札保証金から充当できるものとする。ただし、この入札保証金は、その受入期間について利息を付さない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 乙が、次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(売買代金の振込)

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〇〇〇〇円を、2022年(令和4年)12月28日までに甲の発行する請求書により甲指定の金融機関に振り込まなければならない。

(所有権移転の時期)

第6条 本土地の所有権は、甲が土地売買代金を受領した日に甲から乙に移転するものとする。

(土地の引渡し)

第7条 甲は、土地売買代金受領の日に本土地を現況のまま乙に引き渡し、乙は本土地を引き受けるものとする。

(登記)

第8条 この契約に基づく所有権移転登記手続きは、甲が土地売買代金受領後速やかに行うものとし、乙は登記に必要な書類を甲に引き渡すものとする。

2 前項の登記に要する登録免許税は乙の負担とし、その他の費用は甲の負担とする。

(公租公課)

第9条 本土地の公租公課は、本土地の引渡日が属する年度分までは甲の負担とし、翌年度分からは乙の負担とする。

(経費の負担)

第10条 この契約締結に要する印紙税は、双方の負担とする。

(清算金)

第 11 条 換地処分公告後、施行者より交付を受ける清算金の債権又は徴収される清算金等は、すべて甲に帰属するものとする。

(引渡し前の滅失・損傷)

第 12 条 本土地の引渡し前に天災地変その他甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由によって、本土地が滅失し甲がこれを引渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

2 本土地の引渡し前に、前項の事由によって本土地が損傷したときは、甲は本土地を修補して乙に引渡すものとする。この場合、甲の誠実な修復行為によって引渡しが期日を超えても乙は、甲に対しその引渡し延期について異議を述べることはできない。

3 甲は、前項の修補が著しく困難なとき、又は過大な費用を要するときは、この契約を解除できるものとし、乙は、本土地の損傷により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

4 第 1 項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は、受領済の金員を無利息で遅滞なく乙に返還しなければならない。

(契約不適合を除く契約違反による解除)

第 13 条 甲又は乙は、相手方がこの契約に定める債務を履行しないとき、自己の債務の履行を提供し、かつ、相当の期間を定めて催告したうえ、この契約を解除することができる。

2 前項の契約解除がなされた場合、甲又は乙は、相手方に違約金（損害賠償の予定）として契約保証金と同額の金員を請求することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、違約金の請求はできないものとする。

3 前項の違約金に関しては、現に生じた損害額の多寡を問わず、相手方に増減を請求することはできないものとする。

4 違約金の支払いは、次のとおり、遅滞なくこれを行う。

①甲の債務不履行により乙が解除したときは、甲は受領済の契約保証金を返還したうえで違約金を付加して乙に支払う。

②乙の債務不履行により甲が解除したときは、乙は、甲が受領済の金員を違約金として放棄する。

5 乙が本土地の所有権移転登記を受け、又は本土地の引渡しを受けているときは、前項の支払いを受けるのと引換えに、その登記の抹消登記手続き、又は本土地の返還をしなければならない。

6 本条の規定は、第 15 条に定める契約不適合による契約の解除には適用されない

ものとする。

(反社会的勢力の排除)

第14条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④本土地の引渡し及び売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ウ 前項④の確約に反した行為をした場合
- 3 乙は、甲に対し、自ら又は第三者をして本土地を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約する。
- 4 甲は、乙が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- 5 第2項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、第11条第2項の規定にかかわらずその相手方に対し、違約金（損害賠償の予定）として契約保証金と同額の金員を違約金として支払うものとする。この場合の違約金の支払いについては、第11条第4項に準ずるものとする。
- 6 第2項又は第4項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

(契約不適合責任)

- 第15条 引渡された本土地が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という）は、乙は、甲に対し、本土地の修補を請求することができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、修補の方法に関し協議の申し入れをすることができる。
- 2 引渡された本土地に契約不適合があるときは、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、修補に代え、又は修補とともに損害賠償を請求する

ことができる。

- 3 引渡された本土地に契約不適合があるときは、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除き、乙は、甲に対し、相当の期間を定めて本土地の修補を催告したうえ、この契約を解除することができる。
- 4 乙が前項に基づきこの契約を解除し、乙に損害がある場合には、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し損害賠償を請求することができる。
- 5 引渡された本土地に契約不適合があるときは、乙は、甲に対し、相当の期間を定めて本土地の修補を催告したうえ、損害賠償請求や契約解除によらずに、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 6 乙は、本土地の引渡し後 2 年を経過するまでに甲に本土地に契約不適合がある旨を通知しなかった場合、本条に定める権利を行使できないものとする。

(疑義の決定)

第 16 条 この契約に定めがない事項、又はこの契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、民法その他関係法規及び不動産取引の慣行に従い、甲及び乙が誠意を持って協議し、定めるものとする。

(裁判管轄)

第 17 条 この契約に関する訴えについては、横浜地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、当事者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2022 年（令和 4 年） 月 日

甲 藤沢市辻堂神台二丁目 2 番 2 号
一般財団法人藤沢市開発経営公社
理事長 ⑩

乙

⑩

※この土地売買契約書（見本）の内容は、変更になる場合があります。

一般競争入札参加申込書

2022年(令和4年) 11月17日

一般財団法人藤沢市開発経営公社理事長

申 込 人	所在地	
	商号又は 名称及び 代表者名	⑩
	電話番号	

※申込人の氏名（法人の場合は法人名）と入札金額を公開することを承諾します。

次の物件の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

物件

	従前の宅地				仮換地		
	所在	地番	地目	地積 m ²	街区 番号	画地 番号	地積 m ²
物件 1	菖蒲沢字仲ノ桜	846 番 4	宅地	170.52	B20	11	125
物件 2	菖蒲沢字仲ノ桜	846 番 14	宅地	226.16	F12-2	4-2	177
物件 3	菖蒲沢字大下	1042 番 8	宅地	40.00	E23	2	40
	葛原字東山田	2278 番 2	宅地	33.05	E23	12	62
	葛原字東山田	2326 番 4	山林	80			

(注) ①代理人による場合には、委任状を添付してください。

②添付書類

申込人が個人の場合 印鑑登録証明書（発行後 3箇月以内のもの）1通

申込人が法人の場合 法人の印鑑証明書（発行後 3箇月以内のもの）1通

委 任 状

住所

印

私は、上記の者をもって代理人と定め、次の物件の一般競争入札その他当該入札に付帯する一切の権限を委任します。

	従前の宅地				仮換地		
	所在	地番	地目	地積 ㎡	街区 番号	画地 番号	地積 ㎡
物件 1	菖蒲沢字仲ノ桜	846 番 4	宅地	170.52	B20	11	125
物件 2	菖蒲沢字仲ノ桜	846 番 14	宅地	226.16	F12-2	4-2	177
物件 3	菖蒲沢字大下	1042 番 8	宅地	40.00	E23	2	40
	葛原字東山田	2278 番 2	宅地	33.05	E23	12	62
	葛原字東山田	2326 番 4	山林	80			

2022年(令和4年) 月 日

所在地

商号又は名称

印

注1 入札者（委任者）の印は、印鑑登録済みの印鑑を押印し、印鑑証明書（印鑑登録証明書）を添付してください。

注2 代理人の本人確認ができる書類を添付してください。

請 求 書

(入札保証金返還請求書)

2022年(令和 4年) 月 日

一般財団法人藤沢市開発経営公社理事長

債権者 所在地
商号・名称
代表者・印



次の金額を請求します。

請 求 金 額		¥	3	0	0	0	0	0	0
---------	--	---	---	---	---	---	---	---	---

納入月日	品 名	数量	単位	単価	金 額
	入札保証金	1	1		¥3,000,000

振込先	銀行				支店
	信用金庫				
	農業協同組合				
	種目	普 通	番 号		
		当 座			
口座名義	フリガナ				

財団保有地一般競争入札 入札書

2022年（令和4年）11月17日

一般財団法人藤沢市開発経営公社理事長

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者名 _____ ⑩

代理人 _____ ⑩

※代理人が入札する場合の押印は、代理人の印のみ押印すること。

次の金額で物件を購入したいので、財団保有地一般競争入札案内書を熟覧のうえ、その内容を遵守し入札します。

物件1 金 額	十億			百万			千			円
物件2 金 額										
物件3 金 額										
入 札 金 額										

※物件詳細

	従前地	仮換地	
物件1	菖蒲沢字仲ノ桜846番4	街区番号B20	画地番号11
物件2	菖蒲沢字仲ノ桜846番14	街区番号F12-2	画地番号4-2
物件3	菖蒲沢字大下1042番8	街区番号E23	画地番号2
	葛原字東山田2278番2	街区番号E23	画地番号12
	葛原字東山田2326番4		

